

TOYOTA

2015 SL 中日本カートミーティングシリーズ 特別規則書付則

本レースシリーズは FIA 国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則、並びにそれに準拠した JAF 国内競技規則及び、国内カート競技規則とその付則、本大会規則書に従って開催される。

第 1 章 大会開催に関する事項

1) 大会名称

TOYOTA 2015 SL 中日本カートミーティングシリーズ

2) 開催日

Round1(第 1 戦/第 2 戦) 2 月 1 日(日)

Round2(第 3 戦/第 4 戦) 3 月 8 日(日)

Round3(第 5 戦/第 6 戦) 4 月 19 日(日)

Round4(第 7 戦/第 8 戦) 6 月 7 日(日)

Round5(第 9 戦/第 10 戦) 7 月 5 日(日)

Round6(第 11 戦/第 12 戦) 9 月 20 日(日)

Round7(第 13 戦/第 14 戦) 12 月 6 日(日)

3) 開催場所

カートランド三重

三重県津市一身田上津部田 1718-1

TEL/FAX 059-231-7961

4) 主催者

ハラダカートクラブ

〒513-0825 三重県鈴鹿市住吉町 7265-86

TEL 059-375-6856 FAX 059-375-6834

5) 大会組織委員及び審査委員長

公式通知にて示す

6) 大会競技委員

公式通知にて示す

7) 大会事務局

a 事務局所在地 主催者の所在地

b 当日の事務局所在地 開催場所の所在地

8) 競技の種目・内容と格式

a 種目

スプリントレース

b 内容

YAMAHA カデットオープン ※イベント

YAMAHA TIA ジュニア

FD オープン

SS チャレンジカップ

YAMAHA-SS オープン

PRD-Avanti

c 格式

クローズド

第2章 競技会参加に関する事項

1) エントリーの資格

- A) 全クラスにおいて、2015年 SL メンバーズブック所持者で、2015年有効な SL または JAF ライセンス所持者。
- B) 参加者は SLO 安全協会への加入が必要になります。(別紙の公式通知参照)
- C) 下記の条項にあたるドライバーは SS チャレンジカップにエントリーすることができません。
 - ① 過去 5 年間に於いて全日本選手権・地方選手権に出場経験がある。
 - ② 過去 3 年間に於いて RMC・J-RMC・ROK・X30 など上級クラスにおいてランキング 10 位以内に入った者。または各地 SL シリーズでランキング 5 位以内に入った者。
 - ③ 2014年 SL 中日本シリーズ YAMAHA-SS エキスパートクラスで 5 ポイント以上獲得したもの。
 - ④ 2014年 SL 中日本シリーズ YAMAHA TIA ジュニアクラスでランキング 3 位以内に入った者。
 - ⑤ ショップ・チーム・インポーター関係者。(学生は除く)
 - ⑥ その他、主催者が出場を認めない場合がある。
- D) 2015年 SS チャレンジカップで 3 戦以上出場し、チャンピオンを獲得したドライバーは 2016年 SS チャレンジカップに出場することができない。

2) エントリーの受付

- A) 受付期間…大会開催 1 ヶ月前より 3 日前(レースウィークの木曜日)までに所定の用紙に必要事項を記入し、エントリーフィーとともに持参、または郵送すること。
- B) 受付場所…第 1 章 3) または 4) に記載する、主催者または事務局所在地。

3) エントリーフィー

- A) YAMAHA カデットオープン、YAMAHA TIA ジュニア、FD オープン、YAMAHA-SS オープン、PRD-Avanti … 11,000 円
- B) SS チャレンジカップ … 8,000 円
- C) ピットクルーは 1 名につき 1,000 円とする。1 名のドライバーにピットクルーは 2 名登録することができる。

第3章 シャーシ、エンジン、タイヤの登録

登録台数(全クラス共通)	
シャーシ	1 台
エンジン	1 台
タイヤ	1 セット(ドライ・ウェット)

- 1) シャーシ、エンジンが破損し、車検長が確認できた場合は、車検場にて新たなシャーシ、エンジンに再登録することができる。その際、それまでに使用していたシャーシ、エンジンは車検場にて保管する。
- 2) 再車検は使用したシャーシ、エンジンすべてが対象となる。
- 3) タイヤは明らかな破損(パンク等)が、車検長が認めた場合のみ 1 本のみ交換することができる。交換するタイヤはそれまで使用していたタイヤよりも古いものでなければならない。
- 4) 急激な天候の変化により、ウェットタイヤに限り、全選手に追加 1 セットの使用を認める場合がある。交換に関しては当該ドライバーの任意とする。

第4章 車両規定

- 1) 別紙に記載。
- 2) 別紙に記載されない項目については、2015 年 SL カートレース車両規則に準ずる。
- 3) YAMAHA TIA ジュニア、FD オープン、SS チャレンジカップ、YAMAHA-SS、PRD-Avanti クラスはすべてのレース終了後の再車検において、スキッシュエリアを含むエンジンの検査が行われる。
 - A) 当該クラスの最後の決勝レース終了後、エンジンが常温になるまで待つ。
 - B) (YAMAHA TIA ジュニア、FD オープン、SS チャレンジカップ、YAMAHA-SS クラス対象)プラグを取り外し、ドライブ側とマグネット側のそれぞれ 1 回ずつ 3.0mm のはんだを挿入。クランクを 1 回転させ、はんだが最も潰れた箇所を測定。2 箇所の合計が 4.5mm 以上であれば合格とする。
 - C) (PRD-Avanti クラス対象)プラグを取り外し、ドライブ側とマグネット側のどちらか 1 回 2.0mm のはんだを挿入。クランクを 1 回転させ、はんだが最も潰れた箇所を測定。測定値が 1.3mm 以上であれば合格とする。
 - D) 測定は車検長が行うものとし、測定場所の指定はできない。
 - E) シリンダーヘッドに付着したカーボンが原因で 4.5mm 未満だった場合は車検失格となる。
 - F) その他、シリンダーヘッド、シリンダー、クランクケース、キャブレターなど車検長の指示によりすべてのオープン検査が実施されることがある。

第5章 競技に関する事項

1) 公式練習

「カート競技会運営に関する規則」第 23 条および第 24 条に基づき公式練習を行う。ただし、ダミーグリッドからスタートし、コースインするまでに停止した場合も公式練習に参加したと認められる。

2) タイムトライアル

- A) すべてのドライバーは、予選レースのグリッドポジションを決定するタイムトライアルに参加しなければならない。タイムトライアルに参加しない場合はレースを放棄したものとみなされる。
- B) タイムトライアルに際しては、各カートは 1 ラップのウォーミングアップに続いて 1 ラップの計測ラップを行う。計測を 2 ラップ、またはその他の方法で行う場合は公式通知にて当日の公式練習前までに示される。
- C) タイムトライアルの順番はゼッケン順とし、なおかつ順番に遅れた場合はノータイムとする。
- D) 同タイムの場合は先にタイムトライアルを行ったドライバーを優先する。
- E) 一度コースイン(押しがけを含む)した者は、自力を除き再トライすることができない。危険排除のためオフィシャルが強制的にカートを撤去する場合がある。それについての抗議は認められない。

3) レース方式と順位決定の方法

- A) 各クラスの参加台数により、レース方式を当日公示する。
- B) 原則として予選ヒート 1 回、決勝ヒート 2 回行う。
- C) エントリーがコースの出場定員(26 台)を超えた場合、原則としてタイムトライアルの結果に基づいて 2 つのグループに分けられ、それぞれ予選ヒートを 1 回行い、この成績により上位 13 名が決勝ヒートに進むことができる。14 位以下のグループによるディビジョン 2 の決勝レースを行う場合がある。その場合は公式通知にて示される。

4) 予選ヒート

A) 予選の方法

- ① 原則的に 1 回の予選ヒートが行われる。
- ② エントリー台数により、上記方法に基づき行われる。
- ③ グリッドポジションはタイムトライアルの成績による。

B) 予選のグループ分けと出場者数の決定

グループ分けが行われる場合、タイムトライアルの成績に基づいてオーガナイザーがこれを行う。
これに関する抗議は認められない。

5) 決勝ヒート

- A) 原則的に 2 回の決勝ヒートを行う。
- B) 予選を通過したドライバーのみで行われる。
- C) スタートグリッドポジションは 2 回の決勝ヒートとも、予選ヒートの成績による。
- D) ランキングポイント(表 B)はそれぞれのレースで決定した順位に基づき、それぞれで与えられる。
- E) 最終順位(章典)は 2 回の決勝ヒートの総合(表 A)にて決定される。総合した結果、ポイントが同じだった場合はタイムトライアルで上位だったドライバーを優先する。(後述の補足説明 1 も参照)

6) その他競技に関する一般事項

- A) スタートはローリングスタートとする。スタートの際は「競技会運営に関する規則」第 18 条を適用する。
- ① 全車がグリッドに整列後、競技長またはスターターがエンジン始動を宣言し、その 5 秒程度後にグリーンフラッグによってローリングがスタートされる。(後述の補足説明 2 も参照)
 - ② ローリング中、各ドライバーは主催者が定める区間での追い越し、及び割り込みは禁止され、これを違反したドライバーにはペナルティが課せられる。
 - ③ スタートライン 25m 手前に引かれたイエローラインを超えるまでは一定のスピードを維持し、加速してはならない。(後述の補足説明 3 も参照)
 - ④ ローリング中はコースをショートカットすることはできない。ローリング中に遅れた場合、自分のポジションに戻る際、必ずローリング隊列の後方から戻らなければならない。ローリング隊列の先頭を待って自分のポジションに戻る行為は一切禁止される。
 - ⑤ ローリング中、ポールまたはセカンドのカートが停止、または遅れてもローリングは続行される。その際はローリング隊列の先頭にいるドライバーにペースを保つ義務が生じる。
 - ⑥ ローリングに大きく遅れた場合、周回遅れとなった場合、ピットインをした場合、または競技長から白地に赤のクロス旗を提示されたドライバーは、ローリング隊列の最後尾に着かなくてはならない。
 - ⑦ ローリング中、コース上で停止してしまった場合、全車両が通過するまで再スタートを試みてはならない。再スタート後は、隊列の最後尾につき自分のグリッドポジションに戻ってはならない。
 - ⑧ スタート後、先頭のカートが 1 周するまでにスタートラインを超えないドライバーはそのヒートに出走することができない。
 - ⑨ ローリング中のピットロード出口は、隊列が追い越し禁止区間に入ろうとするところで閉鎖される。ローリングが続行された場合、全車両が通過後開放される。スタートされた際のピットスタートは認められない。
- B) レース中、コースアウトに対するペナルティは競技長の判断による。
- C) レース中(ローリング中を含む)コース上(グラベルエリアを含む)にて停止後、ドライバー自身によりコースオフィシャルが、再スタートができないと判断した場合、コースオフィシャルの手によって安全な場所にカートを移動する場合がある。その際、当該のドライバーは再スタートすることができない。
- D) レース中(ローリング中を含む)ピットインした場合、ピットロードを徐行し、必ずピットストップしエンジンを停止させなければならない。これに違反した場合はペナルティを科す。また、ピットロードのオーバースピードもペナルティの対象となり、これに対する抗議は一切認められない。
- E) レース中、イエローフラッグが出されている場合、ドライバーは後方のカートに、片手を挙げてそのことを合図しなければならない。その合図を怠った場合、後方のドライバーによる、イエローフラッグ無視の追い越しがあってもペナルティを科さない場合がある。
- F) レース中、消音器が脱落した場合は即座に安全なスペースに車両を停止させなければならない。これに違反した場合は、以後ヒートも含め失格となり、レースから除外される。走路審判員が反則、または妨害行為とみなした場合、ペナルティを科す。その行為が 2 回以上に及ぶときは失格とする。
- G) レース順位は次の順序により、周回数の多い順に決定される。

- チェッカーを受けた完走者
⇒規定周回数の 1/2 以上を完走し、チェッカーを受けた者。
- チェッカーを受けない完走者
⇒規定周回数の 1/2 以上を走行したが、チェッカーを受けなかった者。
- 不完走者
⇒チェッカーにかかわらず規定周回数の 1/2 以上を走行していない者。
- 同一周回数の場合は、その周回を先にコントロールラインを通過し完了した者を優先する。

7) ウェイトハンデ制は導入されない。

8) 車両保管、および車両検査

- A) レース終了後、車両検査を行う。対象のカート、検査方法は車検長の判断による。
- B) 対象とされたカートは、車両保管の開始から解除までの間の作業、整備は禁止される。
- C) 対象とされたカートのドライバー、ピットクルーまたはエントラントは車検長の指示により、指定の箇所の分解、組立を行う。
- D) 車両保管解除は車検長の指示により場内放送または口頭にて行われる。

第6章 ピット、パドックに関する事項

- 1) パドックは指定された場所がある場合は、その場所を使用しなければならない。
- 2) ピットロードにおける作業は、そのドライバーと登録されたピットクルー、エントラントのみとする。
- 3) ピット、パドックにおける火気の使用を禁止する。ガソリンの携行缶は 20 リットル以内の金属製のものに限定される。
- 4) ピット、パドック内でのストーブ、バーナーなどの火気の使用を禁止する。

第7章 抗議に関する事項

- 1) 競技に関する抗議は、当該ヒートの暫定結果発表後 30 分以内とする。
- 2) 車両に関する抗議は、自己のカートの車両検査終了後 15 分以内とする。
- 3) 抗議を行う場合は、抗議料 ¥20,300 と書面を添えて、競技長に提出しなければならない。

第8章 広告に関する事項

- 1) 広告をナンバープレートに表示することは認められない。
- 2) オーガナイザーは次のものに関し、抹消する権利を有する。ドライバーはこれを拒否することはできない。
 - 公序良俗に反するもの
 - 政治・宗教に関するもの
 - 本大会スポンサーと競合するもの

表 A 章典に関するポイント			
1 位	0	14 位	14
2 位	2	15 位	15
3 位	3	16 位	16
4 位	4	17 位	17
5 位	5	18 位	18
6 位	6	19 位	19
7 位	7	20 位	20
8 位	8	21 位	21
9 位	9	22 位	22
10 位	10	23 位	23
11 位	11	24 位	24
12 位	12	25 位	25
13 位	13	26 位	26

表 B ランキングポイント	
1 位	20
2 位	15
3 位	12
4 位	10
5 位	8
6 位	6
7 位	4
8 位	3
9 位	2
10 位	1

補足説明 1(章典対象について)

- 2 回の決勝ヒート終了後、その結果に応じたポイントが表 A を参照に各ドライバーに与えられる。そのポイントの合計の少ない順に表彰が行われる。
- 表 A を参照したポイントの合計が同じだった場合は、タイムトライアルで上位成績だった者を優先する。
- 不出走者、失格者に対するポイントペナルティは行われない。
- 表 B のランキングポイントは 2 回の決勝ヒートそれぞれにフルポイントが与えられる。
- 出場台数に関係するポイントの減算・削除は行われない。
- 第 6 戦(9 月 20 日)終了後、ランキングはヤマハへ報告される。ランキング上位のドライバーは 11 月 14 ~15 日行われる SL 全国大会への出場が優先される。
- 全戦ポイントが集計される。

補足説明 2(ローリングスタート開始時について)

- 全車がグリッドに整列後、競技長またはスターターがエンジン始動を宣言し、その 5 秒程度後にグリーンフラッグによってローリングがスタートすることとします。
- その際に、エンジンが始動しなかった場合は、速やかにピットロードへカートを戻すことになります。
- ピットロードにおいてのみ、エンジンの始動作業が行えます。
- エンジンが始動した場合は、ローリング隊列に復帰することができます。その際は、自分のポジションに戻ることはできず、ローリング隊列の最後尾につくこととします。
- ローリング隊列の先頭が最終コーナー手前のレッドライン(隊列復帰禁止の開始ライン)に差し掛かると、ピットロード出口は閉鎖されます。(ピットスタートができなくなります)
- レースがそのままスタートした場合、ピットロードのドライバーはレースに出走することはできません。
- ローリングが続行された場合は、隊列の全車が 1 コーナーを通過後、オフィシャルの指示によりコースインが認められます。
- ローリング隊列で開いたポジションは、詰めずにレースがスタートするまで間隔を開けておくこと。スタートの際に、明らかに間隔を詰めた場合、レース後にペナルティを課す場合があります。

補足説明 3(レースのスタートについて)

- 最終コーナー通過後の、ピットロード入り口付近のコース中央にパイロンを 1 個設置します。隊列はそのパイロンからレースがスタートするまでは、進路を変更することができません。
- ローリング隊列が揃い、先頭が 25m 手前のイエローラインを通過後、スタートラインまでの間に、競技長またはスターターによる日章旗の合図によってレースがスタートします。
- 日章旗が振られ、レースがスタートした時点から、スタートラインの通過に関係なく、全車のレースが開始されたものとする。

ヤマハイイベント保障制度

(1) 死亡・後遺症傷害補償金 500 万円

大会参加中に傷害等を被り、その直後の結果として、事故の日から 180 日以内に死亡した場合に支払われる。また、後遺障害については、事故の日から 180 日以内に後遺障害(身体に残された、将来においても回復できない機能の重大な損害、または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害等が治った後のもの)が生じた場合、500 万円にその程度に応じた場合を乗じた額が支払われる。

《後遺症の一例》

• 両目が失明したとき	100%
• 両耳の聴力を全く失ったとき	80%
• 1 腕または 1 脚を失ったとき	60%
• 1 手の拇指を指関節以上で失ったとき	20%
• 1 足の第 1 足指を趾間接以上で失ったとき	10%

(2) 入院保証金・傷害手術補償金

大会参加中に傷害等を被り、その直後の結果として、平常の業務に従事すること、または平常の生活ができなくなり、かつ入院した場合に 1 日あたり 4500 円が支払われる。ただし、事故の日から、その日を含めて 180 日を限度とする。

また入院補償制度が支払われる場合に、事故の日から 180 日以内に病院、または診療所において、入院補償金を支払うべき傷害の治療を目的として手術を行った場合、入院保証金日額に手術の内容に応じた倍率を乗じた額が傷害手術補償金として支払われる。ただし、1 回の事故に基づく傷害について、1 回の手術に限る。

(3) 通院補償金

大会参加中に傷害を被り、その直後の結果として平常の業務に従事すること、または平常の生活に支障が生じ、かつ通院した場合は 1 日あたり 3000 円支払われる。ただし、事故の日から、その日を含めて 180 日以内の 90 日を限度とする。

(4) 各種補償金請求についての必要書類

① 補償金請求書

各補償金共通

② 傷害状況報告書

各補償金共通

③ 後遺障害もしくは障害の程度、 または手術の内容を証明する医師の診断書

後遺障害補償金・傷害手術補償金

④ 入院日数または通院日数を記載した、 病院または診療所の証明種類

入院・通院補償金

⑤ 死亡診断書および戸籍謄本

死亡補償金